

岐阜県公報

号外(二) 令和二年三月三十一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

三

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部二十一の四の項第一号中「第十七条の」の下に「規定により」を加え、同項第二号中「規定により」を「規定による」に、「申請」を「申請書の提出」に改め、同項第三号及び第四号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

5 法第四十五条第四項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者からの報告を受けるといふ。

別表第三県事務所長の部二十一の四の項に次の一号を加える。

10 法第九十三条第二項の規定により関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し必要な資料の送付その他の協力を求めること。

別表第三県事務所長の部二十五の項第一号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第三号中「第五条第四項」を「第五条第四項ただし書」に改め、同項第四号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第八号中「規定により」を「規定による」に、「報告」を「報告書の提出」に改め、同項第二十六号中「規定により業務状況の報告」

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和二年三月三十一日

を「規定による業務状況報告書の提出」に改め、同号を同項第三十号とし、同項中第二十五号を第二十九号とし、第二十四号を第二十八号とし、第二十三号を第二十七号とし、同項第二十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十九号を第二十三号とし、第十八号を第二十二号とし、第十七号を第二十一号とし、同項第十六号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十五号中「規定により」を「規定による」に、「申請」を「申請書の提出」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

15 法第四十九条第一項の規定により浄化槽台帳を作成すること。
 16 法第四十九条第二項の規定により関係地方公共団体の長その他の者に対し浄化槽に関する情報の提供を求めること。

別表第三保健所長の部二十五の項第十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同項第九号中「第十一号の二」を「第十一号の三」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

9 法第十一条の二第二項の規定による浄化槽の使用休止の届出を受けること。
 10 法第十一条の二第二項の規定による浄化槽の使用再開の届出を受けること。

別表第三保健所長の部二十七の項中「法」という。の下に、「健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。以下この項中「改正法」という。）」を加え、同項第八号中「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同項第九号中「第二十五条の七」を「第三十一条」に改め、同項第十号中「第二十五条の八第一項」を「第三十二条第一項、法第三十四条第一項（改正法附則第二条第一項若しくは附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」若しくは法第三十二条第二項若しくは第二項」に、「同条第二項」を「法第三十二条第二項、法第三十四条第二項（改正法附則第二条第一項若しくは附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」若しくは法第三十六条第三項」に、「同条第三項」を「法第三十二条第三項、法第三十四条第三項（改正法附則第二条第一項若しくは附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」若しくは法第三十六条第四項」に改め、同項第十一号中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同項第十二号中

「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第三十二条第三項」を「第六十六条第三項」に改め、同項第十三号中「附則第二条第六項」の下に「から第八項まで」を加え、「喫煙可能室設置施設の」を「喫煙可能室設置施設に関する」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の前に次の二号を加える。

13 改正法附則第二条第五項の規定により喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し必要な報告をさせ、又は職員に喫煙可能室設置施設に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること。

14 改正法附則第三条第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し必要な報告をさせ、又は職員に指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第三保健所長の部三十の項第一号中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に、「毒物劇物販売業者又は」を「毒物劇物営業業者（販売業者に限る。）」若しくは「毒物又は」を「毒物若しくは」に、「試験」を「若しくは試験」に、「毒物劇物等」を「毒物、劇物等」に改め、同項第二号中「規定により」を「規定による」に改める。

附則
 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第五号

庁中一般
 各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正

する。

別表第三環境管理課の表十二の項部長専決事項の欄第七号中「第六項」を「第七項」に改め、同欄第八号中「第四十九条第五項の」を「第四十九条第八項の規定による」に改め、同項に次の一号を加える。

9 法第九十九条の二第一項に規定する協議会を組織することの決定

別表第三医療福祉連携推進課の表一の項中「いう。」の下に「及び医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号。以下この項中「省令」という。）を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第十六条の八第三項」を「第十六条の十第三項」に改め、同号を同欄第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

1 法第十六条の二第一項の規定による臨床研修病院の指定

2 法第十六条の二第四項の規定による臨床研修病院の指定の取消し

3 法第十六条の三第三項の規定による臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定

4 法第十六条の三第五項の規定による厚生労働大臣への通知

5 法第十六条の四第一項の規定による業務に関する報告の徴収又は指示

別表第三医療福祉連携推進課の表一の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

7 省令第六条の二、第十五条及び第十七条第四項の規定による厚生労働大臣への通知

8 省令第十六条第一項の規定による臨床研修病院への通知

別表第三医療福祉連携推進課の表一の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務

別表第三生活衛生課の表二十の項部長専決事項の欄第一号中「第三十二条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同欄第二号中「第三十二条第二項」を「第六十六条第二項」に改める。

別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部二の項現地機関の長専決事項の欄第一号中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、同項現地機関の課長専決事項の欄第二号中「毒物又は劇物の販売業者」を「毒物劇物営業者（販売業者に限る。次号及び第四号において同じ。）」に改め、同欄第三号及び第四号中「毒物又は劇物の販売業者」を「毒物劇物営業者」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十八の項中「平成一四年法律第一〇三号」を「平成一四年法律第一〇三号」に改め、「法」という。）の下に「健康増進法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七八号。以下この項において「改正法」という。）を加え、同項所長決裁事項の欄第三号中「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同欄第四号中「第二十五条の八第一項」を「第三十二条第一項、法第三十四条第一項（改正法附則第二条第一項若しくは附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは法第三十六条第一項若しくは第二項」に、「同条第二項」を「法第三十二条第二項、法第三十四条第二項（改正法附則第二条第一項若しくは附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは法第三十六條第三項」を「法第三十二条第三項、法第三十四条第二項（改正法附則第二条第一項若しくは附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは法第三十六條第四項」に改め、同欄第五号中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同欄第六号中「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第三十二条第三項」を「第六十六条第三項」に、「立入り、検査」を「立入検査」に改め、同欄に次の一号を加える。

7 改正法附則第二条第五項又は附則第三条第三項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査等

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十八の項課長専決事項の欄第五

号中「第二十二條」の下に「又は法第三十一條」を加え、同欄第六号を削り、同欄第七号中「附則第二條第六項」の下に「から第八項まで」を加え、「喫煙可能室設置施設の」を「喫煙可能室設置施設に関する」に改め、同号を同欄第六号とし、同表三十六の項中「昭和二十五年法律第三〇三号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第十七條第二項の毒物劇物販売業者」を「第十八條第一項の規定による毒物劇物業者（販売業者に限る。）」に改め、同欄第二号中「第三項までの」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十二條第四項で」を「第二十二條第四項において」に改め、「第七條第三項の」の下に「規定による」を加える。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社